

平成 30 年 第 1 回 農業委員会総会

日 時 平成 30 年 1 月 30 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

10 番農業委員 山城 弘美 13 番推進委員 志茂 政安

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 玉城 弘一 金城 伊作

【議事録署名人】

9 番農業委員 宮里 良淳 10 番農業委員 山城 弘美

【議事日程】

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について

日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画につ
いて

平成 30 年 第 1 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 30 年第 1 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、10 番農業委員山城弘美委員、13 番推進委員志茂政安委員が、欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願ひします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは平成 30 年第 1 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 9 番農業委員宮里良淳委員、10 番農業委員 山城弘美委員です。次回調査委員が 9 番農業委員宮里良淳委員、10 番農業委員山城弘美委員、5 番推進委員賀数宏委員となっています。よろしくお願ひします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (10 件) 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (4 件) 日程第 4 議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (3 件) 日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (2 件)
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 10 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は与座の 2 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は与座の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。3 番は米須 3 筆と大度の 3 筆で、贈与による所有権移転であります。4 番は真壁の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。5 番は国吉の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定でありま

	す。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は真栄里の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は豊原の 1 筆で、売買による所有権移転であります。8 番は喜屋武の 1 筆で、売買による所有権移転であります。9 番は阿波根の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。10 番は真壁 8 筆と南波平が 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 1 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程 2 議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は賀数の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。駐車場への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 4 条の報告を致します。6 ページをお開き下さい。 申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願ひします。

委員	特になし。
会長	それでは、議案第 2 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 3 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 9 ページをお開き下さい。1 番は新垣の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。資材置場への転用で、売買による所有権移転であります。2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。3 番は賀数の 2 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。4 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。10 ページをお開き下さい。 申請地は、山林及び墓地に囲まれた第 2 種農地であります。そのため、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。次に 12 ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び雑種地等に囲まれた生産性の高くない第 2 種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 14 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、一般住宅（敷地拡張）への転用は問題ないものと判断しました。次に 16 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であります。しかし、不許可の例外の「集落接続」に該当するため問題ないものと

	判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 3 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 4 議案第 4 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、18 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 4 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案 5 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	では、24 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 29-64 は大里の 1 筆で、5 年の賃借権の設定であります。モリンガの規模拡大であります。29-65 は照屋の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。モリンガの規模拡大であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 5 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。 議事録署名人 9 番農業委員 宮里 良淳 10 番農業委員 山城 弘美

--	--

